

### Ⅲ お役立ち情報：ご存知でしたか？

7

●ハローワーク等を通して**60歳以上の社員を採用**すると**60万円支給**されます。

・労働局から、社員採用の約3ヶ月後に申請書の用紙が送られて来ます。

## 特定求職者雇用開発助成金〔特定就職困難者コース〕

**高年齢者、障害者、母子家庭の母**などの就職困難者（※1）をハローワーク等（※2）の紹介者により、継続して雇用する労働者（雇用保険の一般被保険者）として雇い入れる事業者に対して、助成金が支給されます。

（※1）令和4年5月から、ウクライナ避難民が対象労働に追加されました。

（※2）ハローワーク、地方運輸局、雇用関係給付金の取扱いに係る同意書を労働局に提出している特定地方公共団体、有料・無料職業紹介事業者または無料船員職業紹介事業者

- 対象労働者は、雇入れ日現在の満年齢が65歳未満の方に限ります。
- 短時間労働者とは、1週間の所定労働時間が、20時間以上30時間未満の労働者をいいます。

#### <支給額>

対象労働者に支払われた賃金の一部に相当する額として、下記の金額が、支給対象期（6ヶ月）ごとに支給されます。

#### 【短時間労働者以外】

※中小企業の支給金額

対象労働者	支給額	助成対象期間	支給対象期ごとの支給額
高年齢者（60歳以上 65歳未満 母子家庭の母	60万円	1年	30万円×2期
身体・知的障害者	120万円	2年	30万円×4期
重度の障害者等	240万円	3年	40万円×6期 ※第3期の支給額は34万円

#### 【短時間労働者】

※中小企業の支給金額

対象労働者	支給額	助成対象期間	支給対象期ごとの支給額
高年齢者（60歳以上 65歳未満 母子家庭の母	40万円	1年	20万円×2期
障害者	80万円	2年	20万円×4期

### Ⅲ お役立ち情報：ご存知でしたか？

8

●ハローワーク等を通して**65歳以上の社員を採用**すると**70万円支給**されます。

・労働局から、社員採用の約3ヶ月後に申請書の用紙が送られて来ます。

#### 特定求職者雇用開発助成金〔生涯現役コース〕

雇い入れ日の満年齢65歳以上の離職者を、ハローワーク等（※）の紹介により、1年以上継続して雇用することが確実な労働者（雇用保険の高年齢被保険者）として雇い入れる事業者に対して、助成金が支給されます。

（※）ハローワーク、地方運輸局、雇用関係給付金の取扱いに係る同意書を労働局に提出している特定地方公共団体、有料・無料職業紹介事業者と無料船員職業紹介事業者

#### <支給額>

対象労働者に支払われた賃金の一部に相当する額として、下記の金額が、支給対象期（6ヶ月）ごとに支給されます。

※中小企業の支給金額

対象労働者の一週間の所定労働時間	支給額	支給対象期ごとの支給額
30時間以上 (短時間労働者以外)	70万円	35万円 × 2期
20時間以上30時間未満 (短時間労働者)	50万円	25万円 × 2期